

2022/4/22

件名：カナダ政府による国境措置の変更(特定の適格な旅行者を対象とした国境措置の緩和)

本日 22 日、カナダ政府は 4 月 25 日以降、特定の適格な旅行者を対象とした国境措置の緩和を実施する旨を発表しました。概要は以下のとおりです。

●本 4 月 22 日、カナダ政府は、2022 年 4 月 25 日午前 0 時 1 分（東部標準時間）より特定の適格な旅行者を対象とした国境措置の緩和を実施する。

●ワクチン接種を完了（注：ブースター接種は含まない従来の定義のまま）した旅行者に同伴する 5～11 歳のワクチン未接種または一部接種の子どもは、カナダ入国の際に入国前検査を受ける必要はない。カナダへの渡航資格がある 12 歳以上の部分接種者または未接種者については、引き続き入国前検査が必要。5 歳未満の子供は、検査結果を提出する必要はない。

●ワクチン接種を完了したすべての旅行者は、入国時に隔離計画の提出は必要ない。ワクチン接種が完了した大人に同伴する 5～11 歳の子ども及びワクチンに対する医学的禁忌を持つ旅行者についても、隔離は必要ない。

●2022 年 4 月 25 日以降にカナダに到着するワクチン接種が完了した旅行者は、到着後 14 日間、(1) 公共の場にいる間はマスクをすること、(2) 症状や徴候が現れないか監視し報告すること、(3) 同じ旅行グループの他の旅行者が症状や徴候を示したり、陽性と判定されたりした場合、自己隔離すること、(4) 濃厚接触者と訪問先のリストを保持すること、について連邦政府から要求されない。ただし、(1)については、旅行者が旅行（当館注：飛行機や船における搭乗）を終えた後にのみ適用され、旅行中（飛行機や船に搭乗時）にはマスクを着用し続けなければならない。

【公衆衛生庁プレスリリース】

<https://www.canada.ca/en/public-health/news/2022/04/government-of-canada-announces-additional-easing-of-border-measures-effective-april-25.html>

在カナダ日本国大使館

電話：(613) 241-8541

メール：[consul@ot.mofa.go.jp](mailto:consul@ot.mofa.go.jp)

ホームページ：[https://www.ca.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.ca.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)